

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	排水設備工事ファイル	
実施機関の名称	五領川公共下水道事務組合	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設・維持係	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備工事における設計審査及び検査のため。	
記録項目	1 所有者氏名、2 電話番号、3 住所(住所、方書)、4 下水道情報(設置場所、用途、使用者情報等)、5 工事業者情報(住所、商号又は名称、代表者、電話等)	
記録範囲	排水設備設置をする者	
記録情報の収集方法	届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五領川公共下水道事務組合	
	(所在地) 坂井市丸岡町熊堂 3-9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下水道使用者情報ファイル	
実施機関の名称	五領川公共下水道事務組合	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務・財政係	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用者情報を把握、監理するため。 下水料金の算出及び徴収管理のため。	
記録項目	1 使用者氏名、2 住所（方書）、3 電話番号、4 開閉栓情報（開始・休止年月日、施設場所等）、5 支払関係情報（納付書又は口振、納付書希望送付先等）	
記録範囲	下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五領川公共下水道事務組合	
	(所在地) 坂井市丸岡町熊堂 3-9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	下水道受益者負担金・分担金賦課徴収事務ファイル	
実施機関の名称	五領川公共下水道事務組合	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	建設・維持係/総務・財政係	
個人情報ファイルの利用目的	下水道によって著しく受益を受ける者から、負担金を徴収し、事業の費用に当てるため。	
記録項目	1 氏名、2 電話番号、3 住所、4 受益者情報(対象土地、土地所有者、面積、賦課額、報奨金額等)	
記録範囲	供用開始区域内の土地所有者	
記録情報の収集方法	本人の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五領川公共下水道事務組合	
	(所在地) 坂井市丸岡町熊堂 3-9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		